

○平川市生け垣推進事業補助金交付要綱

平成21年3月24日

平川市告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、平川市の生け垣を守り育てる条例（平成21年平川市条例第3号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、生け垣推進を図る者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事項に該当する事業とする。

- (1) 生け垣の新設（植替えを含む）
- (2) 生け垣の設置に係るブロック塀等取壊し工事（公共工事等で取壊し工事が補償されている場合は除く）
- (3) 生け垣の育成管理

2 前項第1号の生け垣の新設は、次の各号に掲げる事項に該当する事業とする。

- (1) 生け垣として植樹する樹木は、高さがおおむね0.5メートル以上のものを1メートル当たり2本以上連続して植えるものとし、1所有者当たりの延長が5メートル以上であること。
- (2) 生け垣として5年以上活用するものであること。
- (3) 生け垣として植樹する樹木は、カイズカイブキ、ハイビャクシン、シンパク、タマイブキ等ビャクシン類以外であること。
- (4) 生け垣の外側につくる土留め、植樹ます等の工作物の高さは、道路面から0.6メートル以下とし、樹木はその天端から0.5メートル以上見えるものであること。

3 第1項第3号の生け垣の育成管理は、条例第8条第1項に基づき指定を受けた生け垣の育成管理であること。

4 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 生け垣の新設費として、生け垣等に要した費用が1メートル当たり8,

000円を超えるものについては4,000円を、8,000円以下のものについてはその要した費用の2分の1の額を延長に応じて補助する。

(2) 生け垣の設置に係るブロック塀等取壊し工事費として、ブロック塀等の取壊しを行って新たに生け垣を設置する場合は、その取壊しについて1メートル当たり5,000円を、その費用が5,000円に満たないときは実費額を延長に応じて補助する。

(3) 生け垣の育成管理費として、保存生け垣1メートルにつき年500円を5年間補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣推進事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による生け垣推進事業補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、生け垣推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)でその旨を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第5条 前条の通知を受けた申請者は、補助事業の計画を変更しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに生け垣推進事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(事業完了の届出)

第6条 申請者は、補助金の対象となった生け垣推進事業が完了したときは、速やかに生け垣推進事業完了届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 第2条第1項第1号及び第2号に該当する事業は、領収書等支払いを証する書類の写しを添付するものとする。

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の届出を受けたときは速やかに内容を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、生け垣推進事業補助金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、生け垣推進事業補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金を請求するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前のふるさと尾上町の生け垣を守り育てる事業補助金交付規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年3月22日告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。